

第3章 関係機関相互の連携

1. 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

2. 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3. 指定公共機関等その他関係機関への措置要請等

(1) 指定公共機関等への措置要請

市は、必要があると認めるときは、関係する指定公共機関等に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

(2) 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請する。

4. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊とも、市国民保護対策本部及び現地調整所において緊

密な意思疎通を図る。

5. 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1)他の市町長等への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。

応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。

(3) 事務の一部の委託

① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

6. 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1)県職員の派遣要請

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し県職員の派遣を要請する。

(2)指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請等

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、又は特定指定公共機関に対し、県を経由して当該機関の職員の派遣要請を行う。

(3)他の市町職員の派遣要請等

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、他の市町長に対し職員の派遣を要請する。

7. 市の行う応援等

(1)他の市町に対して行う応援等

市は、他市町から応援の求めがあった場合、正当な理由のある場合

を除き、必要な応援を行う。また、他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関等に対して行う応援等

市は、指定公共機関等の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8. ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、必要な支援を行う。

(2) ボランティアの安全の確保

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

(3) ボランティア活動への支援

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、必要な支援を行う。

(4) ボランティア受入窓口の設置

市は、災害ボランティアセンター、災害ボランティア本部など、ボランティアの受入窓口を設置する。

(5) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、市民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

9. 住民等への協力要請

市は、国民保護措置を行うために必要があると認める場合、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。また、企業や公共的団体に対し、住民への協力要請に準じて、協力を要請する。なお、要請にあたっては強制してはならない。